

佐賀大学附属図書館談話スペースの専有利用に関する申合せ

(平成30年3月19日制定)

(趣旨)

第1 佐賀大学附属図書館に設置するラーニング・コモンズにおける談話スペースの利用については、佐賀大学附属図書館ラーニング・コモンズの利用に関する申合せ（平成29年3月23日附属図書館長決裁。以下「ラーニング・コモンズの利用に関する申合せ」という。）に定めるもののほか、この申合せの定めるところによる。

(定義)

第2 この申合せにおいて「談話スペース」とは、ラーニング・コモンズの利用に関する申合せ第3第3号に規定するスペースのうちから、国立大学法人佐賀大学における構内の会社情報提供エリア利用規程（平成30年2月28日制定。以下「利用規程」という。）で定める会社情報提供エリアを除くものをいう。

(利用者)

第3 談話スペースの利用者（以下「利用者」という。）は、利用規程第11条の規定により会社情報提供エリアの利用を認められた者とする。

(利用の手続き)

第4 利用を希望する者は、原則として利用予定日の3月前から2週間までの間に、佐賀大学附属図書館談話スペース利用申込書（別記様式第1号）を館長に提出し、館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、当該利用申込みを許可する場合は、遅滞なく佐賀大学附属図書館談話スペース利用許可書（別記様式第2号）を利用希望者に交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、定期試験の2週間前から定期試験期間終了までの間は原則として利用を認めない。

4 利用の希望日が重複した場合は、先着順を原則とする。ただし、館長は利用理由等により先着順によらない許可を行うことができる。

(利用の制限)

第5 利用の内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しない。

- (1) 本学学生等の不利益となる利用
- (2) 他の利用者の迷惑になる利用
- (3) 附属図書館の環境を損なう利用
- (4) その他館長が不適切であると判断した場合

2 館長は利用の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の取消、中止又は制限を行うことができる。

- (1) 申込書に記載された内容と異なった利用が行われた場合
- (2) 利用の権利を譲渡又は転貸した場合
- (3) その他館長が不適切であると判断した場合

(利用上の責務)

第6 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) テーブル・椅子等の設営は利用者が行い、利用後は復元を行うこと。
- (2) 附属図書館の施設又は物品を破損した場合は、その損害額を弁償すること。
- (3) その他利用に際しては、情報図書館課職員の指示に従うこと。

(免責事項)

第7 談話スペースの利用は、利用者の責任において行い、附属図書館は利用によって生じる行為、損害等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第8 この申合せにより難い事項については、館長及び利用者でその都度協議し、決定するものとする。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

年 月 日

佐賀大学附属図書館談話スペース利用申込書

佐賀大学附属図書館長 殿

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

（団体にあつては、主たる事務所の所在、
名称及び代表者氏名）

下記のとおり、談話スペースの利用を申し込みます。

なお、利用に当たっては、佐賀大学附属図書館談話スペースの専有利用に関する申合せを
遵守します。

記

1. 利用日時 _____ 年 月 日 () : ~ :

2. 利用目的 _____

3. 連絡先

(1) 担当者氏名 : _____

(2) 電話番号 : _____

(3) メールアドレス : _____

*ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、専有利用の確認以外の目的には使用いたしません。

年 月 日

佐賀大学附属図書館談話スペース利用許可書

_____ 殿

佐賀大学附属図書館長

下記のとおり、談話スペースの利用を許可します。

なお、利用に当たっては、佐賀大学附属図書館談話スペースの専有利用に関する申合せを遵守してください。

記

1. 利用日時 _____ 年 月 日 () : ~ :

2. 利用目的 _____